

# 陳情文書表

令和6年第1回神奈川県議会定例会

令和6年2月27日

陳情番号	29	付議年月日	6. 2. 14
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例の改正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>組織的嫌がらせ犯罪（集団ストーカー犯罪、テクノロジー犯罪）は全国的に横行し、たくさんの罪なき市民がターゲットとなり重大な人権無視、人権侵害が社会問題となっております。</p> <p>※集団ストーカーとは一個人に対し不特定多数の組織的集団が事実と異なる悪評流布、盗聴盗撮、監視付き纏い、プライバシーの侵害などの嫌がらせ行為をする犯罪の事であります。また、企業内、職場でのパワーハラスメント、嫌がらせ、ガスライティング。学校でのいじめ問題も集団ストーカー犯罪が根深く関係しており、被害者を精神的に追い詰め自殺者までだしている陰湿な犯罪です。</p> <p>※テクノロジー犯罪は特定の人にしか分からない見えない媒体、電磁波、超音波を違法に悪用し遠隔から攻撃する卑劣悪質犯罪です。一個人では証拠を取ることが難しく専門的な機関にご協力いただくことが必要不可欠です。</p> <p>欧米諸国ではテレビニュース、インターネットでも放送されており逮捕者も大勢出ている犯罪でありハラスメントやストーカー行為等の防止措置が強化されています。一刻も早くこの重大な人権無視、人権侵害を行う組織的集団ストーカー犯罪を解決するために法整備をお願いいたします。</p> <p>以上の内容を陳情させていただきます。</p> <p><b>【陳情内容】</b></p> <p>① つきまとい犯罪は証拠が取りづらい犯罪のため警察が率先して捜査ができるように条例の改正を求めます</p> <p>② 集団ストーカー、テクノロジー犯罪の被害者が相談できる専門の対策室を設立することを要望します</p> <p>③ テクノロジー犯罪の発信源を特定する専門部隊の設立、電波、音波、超音波などの無形力の行使も取り締まれる条例の改正を求めます</p>			

陳情番号	30	付議年月日	6 . 2 . 14
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例の改正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>組織的嫌がらせ犯罪（集団ストーカー犯罪、テクノロジー犯罪）は全国的に横行し、たくさんの罪なき市民がターゲットとなり重大な人権無視、人権侵害が社会問題となっております。</p> <p>※集団ストーカーとは一個人に対し不特定多数の組織的集団が事実と異なる悪評流布、盗聴盗撮、監視付き纏い、プライバシーの侵害などの嫌がらせ行為をする犯罪の事であります。また、企業内、職場でのパワーハラスメント、嫌がらせ、ガスライティング。学校でのいじめ問題も集団ストーカー犯罪が根深く関係しており、被害者を精神的に追い詰め自殺者までだしている陰湿な犯罪です。</p> <p>※テクノロジー犯罪は特定の人にしか分からない見えない媒体、電磁波、超音波を違法に悪用し遠隔から攻撃する卑劣悪質犯罪です。一個人では証拠を取ることが難しく専門的な機関にご協力いただくことが必要不可欠です。</p> <p>欧米諸国ではテレビニュース、インターネットでも放送されており逮捕者も大勢出ている犯罪でありハラスメントやストーカー行為等の防止措置が強化されています。</p> <p>一刻も早くこの重大な人権無視、人権侵害を行う組織的集団ストーカー犯罪を解決するために法整備をお願いいたします。</p> <p>以上の内容を陳情させていただきます。</p> <p><b>【陳情内容】</b></p> <p>① つきまとい犯罪は証拠が取りづらい犯罪のため警察が率先して捜査ができるように条例の改正を求めます</p> <p>② 集団ストーカー、テクノロジー犯罪の被害者が相談できる専門の対策室を設立することを要望します</p> <p>③ テクノロジー犯罪の発信源を特定する専門部隊の設立、電波、音波、超音波などの無形力の行使も取り締まれる条例の改正を求めます</p>			

陳情番号	31	付議年月日	6. 2. 14
件名	「手話言語による国歌」策定を求める意見書提出について陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内 一般社団法人神奈川県聴覚障害者連盟 理事長 河原 雅 浩		
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>我が国において「手話言語による国歌」が策定されていないことは、聞こえない人が国民として国歌に触れる機会を奪うことに等しいと言わざるを得ません。</p> <p>日本で初めて開催されるデフリンピック東京大会開催を来年に控えている中、聞こえない人を含むすべての国民が一体となって国歌を斉唱することができるようにするためには、「手話言語による国歌」が必要不可欠です。</p> <p>神奈川県議会におかれては、「手話言語による国歌」策定を求める意見書を国及び政府に提出するよう陳情いたします。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>我が国の「国歌」は「国旗及び国歌に関する法律」において定められており、国家的行事やオリンピック等国際スポーツ大会などにおいて音声による国歌斉唱はごく自然に行われており、国民が国歌に触れる機会は多くあります。</p> <p>その一方で、上記のような場面において、国歌を手話言語で斉唱することはほとんど行われておらず、また、手話言語で国歌をどのように表現するかということについては定められていません。</p> <p>そのため、ろう学校やろう者等の当事者団体やスポーツ大会主催団体等が、当該行事においてそれぞれ必要に応じて手話言語で国歌斉唱を行っていますが、その際の手話表現は、当該表現を考えた人の解釈に委ねられており、手話表現もそれぞれ異なるため、同じ国歌でありながら手話表現は統一されていないのが現状です。</p> <p>聞こえない人のスポーツの国際総合競技大会の最高峰である「デフリンピック」では、以前から諸外国の選手は、表彰台で自国の手話言語による国歌の斉唱を行っていました。その中で、2017年にトルコ・サムスンで開催された第23回夏季デフリンピックにおいて、女子バレーボール競技で日本が優勝した際、日本代表選手が、独自の表現ではありますが、初めて国歌の斉唱を手話言語で行いました。このことが国内で大きな反響を呼び、「手話言語による国歌」策定の気運が高まってきました。</p> <p>これまで我が国で考えられてきた「国歌の手話表現」の多くは、日本語の歌詞に沿って検討されている例が多く、聞こえない人が国歌に親しみ、国歌を斉唱できるようにするためには、日本語の歌詞の手話表現を検討し、統一された「手話言語による国歌」の策定が必要であると考えます。</p> <p>「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定し、その理念の普及に努めている神奈川県議会が率先して国に働き掛けていくことをお願いします。</p>			

陳情番号	32	付議年月日	6. 2. 15
件名	県営水道の料金値上げに反対する陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	相模原市中央区上溝4594-24 千葉泰子 外2,035人		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>県営水道の料金については、家計への負担割合が重くなる料金改定をやめて、値上げしないようにしてください。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>県営水道事業審議会は2023年11月8日、2024年秋からの水道料金を平均25%引き上げる答申を行い、その後、県企業庁は議会で改定率3%圧縮して22%にすると答弁しました。</p> <p>しかし、これまでの用途別（家事用、業務用）の料金体系から口径に応じた料金体系に変更することで、一般家庭の水道料金はいずれのケースでも25%以上の大幅引き上げとなります。</p> <p>この物価高騰のなか、高齢者や生活保護世帯など収入の低い人に負担が重くのしかかるような料金改定をやめてください。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	6. 2. 16
件名	「神奈川県協力協約推進事業」の「事後申請方式」導入と、「県協力協約推進事業実施要綱」の改定を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	足柄上郡山北町山北580-1 坂 卷 陽 平		
1 陳情の要旨			
<p>神奈川県北西部には、横浜市や川崎市などの都市部に水道水を供給する「水源地」とされる森林が広がる。林業従事者がこの地域で森林整備を行う際に活用する県の補助制度の一つに「水源の森林づくり事業」（協力協約推進事業）がある。この制度を活用するとき、県と市町村の間で交わされる事務手続きを待つ必要があり、事業者は「交付決定」が出るまで森林整備に取りかかれず、工期短縮を迫られる状況が続いている。</p> <p>もう一つの補助制度である国庫補助の「造林補助事業」（以下、造林補助）の場合は、事業者が「交付決定」を待つ必要がない事後申請方式を採用しているため、行政手続きを待たず、工期に余裕を持って森林整備に取り組むことができる。この点、「造林補助」と「協力協約推進事業」（以下、協力協約）の間でダブルスタンダードの状況が生じている。高知県や東京都などの単独補助事業でも国の運用に倣い、事後申請方式を導入している自治体もある。</p> <p>また、「造林補助」は「協力協約」よりも補助率が低いため、林業従事者の所得向上には「協力協約」の手厚い補助が欠かせない。だが、「協力協約」は工期が短く、小規模・副業的に林業に参入しようとする人々に負担を強いる制度設計になっている。これらの弊害を解消するには、「協力協約」の事後申請方式の導入と「県協力協約推進事業実施要綱」の改定が必要であると考え、表題の通り陳情する。</p> <p>なお、本件陳情提出者は、令和5年第3回県議会定例会に「神奈川県の森林整備に関する補助制度のダブルスタンダード解消と、『県協力協約推進事業実施要綱』改定を求める陳情」（賛同者6人）を提出したが、環境農政常任委員会は「不了承」とした。採決の際、委員の1人は「当局に事実確認をしたところ、本年8月末には補助金の交付が決定されるなど、陳情に至った状況は解消されており、当該要綱改正の必要性はないと考えることから不了承」と発言した。</p> <p>上記陳情は、補助金の交付決定時期に関するものではなく、「造林補助」や他自治体と同様に補助金交付決定前の事前着手と、補助金の事後申請方式を認めるよう要綱改正を求めている。このことから、同委員の発言では「陳情に至った状況」が解消されているかが不明だった。</p> <p>そこで、当局である水源環境保全課に問い合わせたところ、「県協力協約推進事業」の運用は従前通り「変更していない」との説明があり、「陳情に至った状況」が解消されていないことが分かったため、再度の陳情提出となった。</p>			
2 陳情の理由			
<p>補助金の事後申請方式は、「造林補助」だけでなく高知県や東京都など他都県の単独補助事業でも導入されているにもかかわらず、神奈川県の「協力協約」では認められていない状況は、令和5年第3回県議会定例会に提出した陳情の通りである。</p> <p>上記陳情を審査した環境農政常任委員会では採決の際、委員の1人が「当局に事実確認をしたところ、本年8月末には補助金の交付が決定されるなど、陳情に至った状況は解消されており、</p>			

当該要綱改正の必要性はないと考えることから「了承」と発言した。上記陳情は、補助金交付の決定時期を早めるように求めているのではなく、国や、他都県と同様に補助金の事後申請方式を導入するように求めているのであり、「陳情に至った状況」は解消されていない。そもそも補助金交付決定が8月末になったのは、事業着手時期が「10月中旬以降」になる旨発言した山北町役場の担当者に対して、陳情者らがそれでは「遅すぎる」と求めた結果であり、応急的な対応に過ぎない。

前回提出の陳情でも触れたが、林業という仕事は全産業の中で最も労災発生率が高い。林野庁によると、林業従事者1千人当りの死傷者数は23.5人（2022年）と全産業中ワーストで、全産業平均（2.3人）の約10倍の事故率に達している。また、自然相手の仕事でもあり、天候や機械の故障なども考慮すると安全に作業を進めるには工期に余裕を持つのが肝要だ。「造林補助」や他都県の補助制度はこういった林業現場の特性を考慮した制度設計と言えるが、神奈川県「協力協約」は、県と市町村の事務手続きを優先させ、林業現場に負担を強いる状況が生じている。

「造林補助」の担当課である県森林再生課になぜ、「造林補助」では事後申請方式が認められるのかを問うと、「造林に係る補助事業については、昭和の時代から事後申請の方式が採用されており、また、自然を相手にしている事業であることから、他の公共事業のように、予め確度の高い設計を行うことが困難であることも理由」との回答を得た。

一方、「協力協約」の担当課である県水源環境保全課になぜ、「協力協約」では事後申請方式を認めないのかを問うと「水源地域の森林を健全で活力ある状態に保ち、豊かでおいしい水を安定的に確保するための『水源の森林づくり事業』として、造林補助事業とは別の取組みであり、水源地域の森林を適正に整備するためにも、本県の補助事業の原則に従って運用」しているとの回答だった。

「造林補助」も「協力協約」も補助の対象は森林整備であり、どちらも「自然を相手にしている事業」であるにもかかわらず、一方は事後申請方式を認め、もう一方は認めないというダブルスタンダードの状況が続いている。

また、水源環境保全課は、林業従事者の安全面よりも「県の補助事業の原則」を優先させると森林の適正な整備ができるという摩訶不思議な論理を展開し、事後申請方式の導入を求める現場からの声に耳を傾けようとしめない。

森林整備に関する補助金の事後申請方式を認めている高知県の担当者は「高知でも補助金の交付決定後の事業着手は大前提」とした上で、「(交付決定前の事業着手ができる)『事後申請方式』を認めているのは、国の補助制度に倣っているから。林業は自然相手の仕事なので事業変更がよく起こる。そういったことに対応するためにも、事業完了後の申請を認めている」と現場に寄り添う姿勢を示している。行政の「原則論」を振りかざす水源環境保全課の対応とは雲泥の差と言ってもいい。

神奈川県は横浜市や川崎市などの人口密集地を抱えるが、県内の山間地域は他県同様に人口減少・少子高齢化に歯止めがかからず、集落の維持が極めて厳しい状況にある。そんな中で、間伐遅れの人工林で副収入を得ようとする若者の姿もある。彼らが安全に、確実に人工林の整備を通じて収入を得るためには、工期に余裕を持って森林整備を行える事後申請方式の導入は不可欠と考える。

森林政策は、今後の山間地域の生業（なりわい）づくりにも大きく影響を与える。水源環境保全課が言う「県の補助事業の原則」などという杓子定規な思考ではなく、広い視野を持ち、血の通った政策になるよう願い、国や他都県と同様に「協力協約」の事後申請方式導入と、「県協力協約推進事業実施要綱」の改定を求める陳情を再度提出する。

陳情番号	34	付議年月日	6. 2. 19
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例の改正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>組織的嫌がらせ犯罪（集団ストーカー犯罪、テクノロジー犯罪）は全国的に横行し、たくさんの罪なき市民がターゲットとなり重大な人権無視、人権侵害が社会問題となっております。</p> <p>※集団ストーカーとは一個人に対し不特定多数の組織的集団が事実と異なる悪評流布、盗聴盗撮、監視付き纏い、プライバシーの侵害などの嫌がらせ行為をする犯罪の事であります。また、企業内、職場でのパワーハラスメント、嫌がらせ、ガスライティング。学校でのいじめ問題も集団ストーカー犯罪が根深く関係しており、被害者を精神的に追い詰め自殺者までだしている陰湿な犯罪です。</p> <p>※テクノロジー犯罪は特定の人にしか分からない見えない媒体、電磁波、超音波を違法に悪用し遠隔から攻撃する卑劣悪質犯罪です。一個人では証拠を取ることが難しく専門的な機関にご協力いただくことが必要不可欠です。</p> <p>欧米諸国ではテレビニュース、インターネットでも放送されており逮捕者も大勢出ている犯罪でありハラスメントやストーカー行為等の防止措置が強化されています。一刻も早くこの重大な人権無視、人権侵害を行う組織的集団ストーカー犯罪を解決するために法整備をお願いいたします。</p> <p>以上の内容を陳情させていただきます。</p> <p><b>【陳情内容】</b></p> <p>① つきまとい犯罪は証拠が取りづらい犯罪のため警察が率先して捜査ができるように条例の改正を求めます</p> <p>② 集団ストーカー、テクノロジー犯罪の被害者が相談できる専門の対策室を設立することを要望します</p> <p>③ テクノロジー犯罪の発信源を特定する専門部隊の設立、電波、音波、超音波などの無形力の行使も取り締まれる条例の改正を求めます</p>			



陳情番号	35	付議年月日	6. 2. 22
件名	学校法人神奈川朝鮮学園に対する県の補助金再開を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区桜木町3丁目9-1 新日本婦人の会神奈川県本部 会長 田中由美子		
<p>1. 陳情の趣旨</p> <p>県内4校ある学校法人神奈川朝鮮学園に対して、2016年から停止している県の補助金をすみやかに再開してください。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>神奈川県は、2014年度以降、外国人学校に通う子どもたちの保護者に対して直接学費を補助する制度を導入しています。しかし、2016年以降、学校法人神奈川朝鮮学園に通う子どもたちの保護者に対しては、学校法人神奈川朝鮮学園が使用している現代朝鮮史の教科書について、拉致問題を盛り込んだ改訂がなされていないことを理由として、学費補助金の支給を停止しています。</p> <p>補助金問題は、朝鮮学園に通う子どもたちの人権問題であり、子どもたちが学ぶ権利の問題です。外交上の問題や教育内容に踏み込んで子どもの学ぶ権利を侵害していることについて、憲法、国際人権条約において保障されている平等原則に違反していると、国連子ども権利委員会や国連人種差別撤廃委員会や神奈川県弁護士会などは、日本政府や行政当局に対して是正勧告や警告を出していると聞いています。</p> <p>朝鮮学園に通う子どもたちは、日本で生まれ育ち、神奈川県という地域の中で暮らす市民の一人です。「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神からも、その権利が侵害されることはあってはならないことだと考えます。2024年度予算は、「子ども施策に注力」しているとのこと。その観点からも、神奈川に住む子どもたちの学ぶ権利を朝鮮学園に通う子どもたちにも保障するために、補助金を再開してください。</p>			

陳情番号	36	付議年月日	6. 2. 22
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例の改正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>組織的嫌がらせ犯罪（集団ストーカー犯罪、テクノロジー犯罪）は全国的に横行し、たくさんの罪なき市民がターゲットとなり重大な人権無視、人権侵害が社会問題となっております。</p> <p>※集団ストーカーとは一個人に対し不特定多数の組織的集団が事実と異なる悪評流布、盗聴盗撮、監視付き纏い、プライバシーの侵害などの嫌がらせ行為をする犯罪の事であります。また、企業内、職場でのパワーハラスメント、嫌がらせ、ガスライティング。学校でのいじめ問題も集団ストーカー犯罪が根深く関係しており、被害者を精神的に追い詰め自殺者までだしている陰湿な犯罪です。</p> <p>※テクノロジー犯罪は特定の人にしか分からない見えない媒体、電磁波、超音波を違法に悪用し遠隔から攻撃する卑劣悪質犯罪です。一個人では証拠を取ることが難しく専門的な機関にご協力いただくことが必要不可欠です。</p> <p>欧米諸国ではテレビニュース、インターネットでも放送されており逮捕者も大勢出ている犯罪でありハラスメントやストーカー行為等の防止措置が強化されています。一刻も早くこの重大な人権無視、人権侵害を行う組織的集団ストーカー犯罪を解決するために法整備をお願いいたします。</p> <p>以上の内容を陳情させていただきます。</p> <p><b>【陳情内容】</b></p> <p>① つきまとい犯罪は証拠が取りづらい犯罪のため警察が率先して捜査ができるように条例の改正を求めます</p> <p>② 集団ストーカー、テクノロジー犯罪の被害者が相談できる専門の対策室を設立することを要望します</p> <p>③ テクノロジー犯罪の発信源を特定する専門部隊の設立、電波、音波、超音波などの無形力の行使も取り締まれる条例の改正を求めます</p>			

陳情番号	37	付議年月日	6 . 2 . 22
件名	集団ストーカーと神奈川県迷惑行為防止条例の改正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p><b>【陳情の趣旨】</b></p> <p>組織的嫌がらせ犯罪（集団ストーカー犯罪、テクノロジー犯罪）は全国的に横行し、たくさんの罪なき市民がターゲットとなり重大な人権無視、人権侵害が社会問題となっております。</p> <p>※集団ストーカーとは一個人に対し不特定多数の組織的集団が事実と異なる悪評流布、盗聴盗撮、監視付き纏い、プライバシーの侵害などの嫌がらせ行為をする犯罪の事であります。また、企業内、職場でのパワーハラスメント、嫌がらせ、ガスライティング。学校でのいじめ問題も集団ストーカー犯罪が根深く関係しており、被害者を精神的に追い詰め自殺者までだしている陰湿な犯罪です。</p> <p>※テクノロジー犯罪は特定の人にしか分からない見えない媒体、電磁波、超音波を違法に悪用し遠隔から攻撃する卑劣悪質犯罪です。一個人では証拠を取ることが難しく専門的な機関にご協力いただくことが必要不可欠です。</p> <p>欧米諸国ではテレビニュース、インターネットでも放送されており逮捕者も大勢出ている犯罪でありハラスメントやストーカー行為等の防止措置が強化されています。一刻も早くこの重大な人権無視、人権侵害を行う組織的集団ストーカー犯罪を解決するために法整備をお願いいたします。</p> <p>以上の内容を陳情させていただきます。</p> <p><b>【陳情内容】</b></p> <p>① つきまとい犯罪は証拠が取りづらい犯罪のため警察が率先して捜査ができるように条例の改正を求めます</p> <p>② 集団ストーカー、テクノロジー犯罪の被害者が相談できる専門の対策室を設立することを要望します</p> <p>③ テクノロジー犯罪の発信源を特定する専門部隊の設立、電波、音波、超音波などの無形力の行使も取り締まれる条例の改正を求めます</p>			